

# 順天堂大学内部質保証に関する規則

令和2年4月1日

令和2年12月1日

令和5年4月1日

令和7年10月1日

改正 令和8年1月1日

## (目的)

第1条 この規則は、順天堂大学学則第1条及び順天堂大学大学院学則第1条に掲げる目的・使命を実現するために、順天堂大学（以下「本学」という）が実施する内部質保証に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において内部質保証とは、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について継続的に点検及び評価を行い、その結果に基づき改善及び向上に努め、もってその質を自ら保証することをいう。

## (責務)

- 第3条 学長は、本学の内部質保証に関する業務を統括し、その最終責任を負う。
- 2 学長は、本学組織の各部門（各学部、各研究科、その他の教育研究等に関する組織）の長がそれぞれ責任を持って内部質保証に関する業務が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
  - 3 大学評価を担当する理事は、学長を補佐し、内部質保証に関する実質的な業務を統括する。
  - 4 各部門の長は、当該部門の内部質保証の業務に関し、その責任を負う。

## (内部質保証の体制)

- 第4条 学長の下に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、全学質保証委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。
- 2 各部門の内部質保証の取り組みを推進するため、第9条及び第10条に定める体制を置く。
  - 3 全学の内部質保証に関する評価を行うため、学長の諮問機関として外部評価委員会を置くこととし、外部評価委員会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

## (全学委員会の任務)

- 第5条 全学委員会の任務は、次の通りとする。
- (1) 内部質保証を推進する体制の整備及び運用
  - (2) 自己点検・評価の実施方針の策定
  - (3) 各部門の自己点検・評価の実施に関する支援
  - (4) 全学の自己点検・評価の実施
  - (5) 自己点検・評価結果に関する学長への報告
  - (6) 全学の改善課題に対する改善計画の策定
  - (7) 前号の改善計画に基づく取組結果の検証
  - (8) その他全学の内部質保証の推進に必要な事項

## (構成)

第6条 全学委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学評価を担当する理事
  - (2) 第9条に定める各学部及び研究科の質保証委員会委員長
  - (3) その他学長が必要と認める者
- 2 全学委員会に、委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長は、大学評価を担当する理事とする。
  - 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
  - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (運営)

- 第7条 全学委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 全学委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
  - 3 全学委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
  - 4 全学委員会は、委員長が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 5 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
  - 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の開催に代えて書面により審議することができる。
  - 7 全学委員会に関する事務は、大学評価支援室が所管する。

#### (部会)

- 第8条 全学委員会は、第5条に定める業務においてより専門的かつ具体的な検討や作業等が必要な場合に、部会を設置する。
- 2 部会の運営に関し必要な事項は、全学委員会委員長が別に定める。

#### (学部及び研究科における内部質保証)

- 第9条 各学部及び研究科に、それぞれ当該部門名を付した質保証委員会（以下、「学部等委員会」という。）を置く。
- 2 各学部等委員会は、教育研究等に係る活動に関し、当該部門の内部質保証に係る取り組みを実施する。
  - 3 各学部等委員会の委員長は、当該部門の長が指名する。その他の委員及び運営に関する事項については、当該部門ごとに定める。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、全学委員会が必要と認めるときは、学部及び研究科を一括して学部等委員会を置くことができる。この場合において、当該委員会の委員長は、当該学部及び研究科の長が協議し決定する。
  - 5 学部等委員会の任務は、次の通りとする。
    - (1) 当該部門における内部質保証を推進する体制の整備及び運用
    - (2) 当該部門における自己点検・評価の実施方針の策定
    - (3) 当該部門の自己点検・評価の実施
    - (4) 自己点検・評価結果の全学委員会への報告
    - (5) 当該部門の改善課題に対する改善措置の実施
    - (6) 前号の改善措置の結果の検証
    - (7) その他当該部門の内部質保証の推進に必要な事項

#### (その他の教育研究等に関する組織における内部質保証)

- 第10条 次の各号に掲げる活動に係る内部質保証を推進するため、当該活動を所掌する組織に質保証推進責任者を置く。
- (1) 教育研究に関する活動
  - (2) 学生支援に関する活動
  - (3) 学生受け入れに関する活動

- (4) 教育研究等環境の整備に関する活動
  - (5) 社会連携・社会貢献に関する活動
  - (6) 国際化推進に関する活動
  - (7) その他学長が必要と認める活動
- 2 前項の質保証推進責任者は、全学委員会の指示及び助言に基づき、所掌する委員会等において内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 第1項の質保証推進責任者を設置する組織、その他当該組織における内部質保証の推進に必要な事項は、全学委員会委員長が別に定める。

#### (結果の報告)

- 第11条 全学委員会は、各部門における内部質保証及びそれらに関する自己点検・評価の結果をとりまとめ、大学全体の自己点検・評価報告書及び点検・評価結果に基づく改善計画を策定し、学長に報告する。
- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて、全学委員会及び各部門に対し、改善指示を行うものとする。
  - 3 第1項の改善計画及び前項による改善指示を受けた部門は、当該事項について改善その他必要な措置を行い、その結果を全学委員会に報告するものとする。
  - 4 全学委員会は、前項の報告を受けたときは、改善結果を検証の上、学長に報告しその承認を受けるものとする。

#### (実施状況の公表)

- 第12条 学長は、内部質保証が適切に機能していることを示し、社会に対する説明責任を果たすため、内部質保証の実施状況を公表するものとする。

#### (その他)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、全学委員会、各部門における内部質保証の体制に関して必要な事項は、学長が定める。

#### (改廃)

- 第14条 この規則の改廃は、学長においてあらかじめ全学委員会の議を経て、大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、順天堂大学自己点検・評価に関する規程は、令和7年12月31日をもって廃止する。